

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 職員の懲戒処分の基準等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務するすべての職員の懲戒処分について、その基準及び懲戒事由の審査等に関する事項を定め、もって懲戒処分の公正を確保することを目的とする。

(懲戒処分の基準)

第2条 会長は、職員が次の違反をしたときは、別表に規定する基準に従って当該職員に対し懲戒処分を行うものとする。

- (1) 本会の諸規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
- (3) 本会の職員にふさわしくない非行があった場合

2 懲戒処分等は、事故の原因及び結果等を総合判断して決定する。

3 会長は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たり、別表に掲げる懲戒処分の標準的な事例を参考にして適正に判断するものとする。

4 訓告、厳重注意及び注意の処分は、懲戒処分に至らない程度の行為に対し、文書または口頭をもって行う。

5 一の行為が二以上の懲戒事項に該当する場合は、その重きによる。

6 二以上の行為がそれぞれ懲戒事項に該当する場合は、併合して処分する。

7 事故の情状が酌量すべきものである場合は、その事故の程度によって、その処分を軽減または免除することができる。

8 次の各号の一に該当する場合は、その処分を加重する。

- (1) 過去3年以内に懲戒処分を受けているとき。
- (2) 第5項の規定により併合処分を行うとき。
- (3) 職務上の立場を利用したとき。
- (4) 発生した事故を隠ぺいしたとき。
- (5) 事故が著しく悪性なとき、またはその結果が重大なとき。

9 懲戒処分等を軽減または加重する場合は、おおむね次の例による。

懲戒処分等	軽減する場合	加重する場合
免職	停職または減給6月	
停職	減給	免職
減給	戒告	停職
戒告	訓告	減給
訓告	厳重注意または注意	戒告
厳重注意または注意	不問	訓告

10 懲戒処分を受けた者に対する昇給は、次の各号に掲げる処分の区分のと

おりとする。

- (1) 戒告 2号給（但し勤務成績への影響が著しい場合は1号給）
- (2) 減給 1号給（但し勤務成績への影響が軽微である場合は2号給）
- (3) 停職 昇給しない

（懲戒処分の手続）

第3条 会長は懲戒処分を行うに当たっては、次条に規定する懲戒処分審査会の意見を聴かなければならない。

（懲戒処分審査会）

第4条 職員の懲戒処分を公正に行うため、懲戒処分審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長の諮問に応じ懲戒処分の対象となるべき事由の存否等について調査し、第2条に規定する基準に従い処分の可否及び程度について審査を行うものとする。

（審査会の組織）

第5条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 委員は、会長が理事及び職員のうちから任命する。

（委員長）

第6条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となり、会議を掌理する。

- 2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長を含め委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己若しくは配偶者または4親等内の親族に関する審査については、その議事に参与することができない。
- 5 審査会は非公開とする。

（関係者からの意見の聴取）

第8条 審査会は、必要があると認めたときは、懲戒処分の審査の対象となっている職員及び関係者から意見若しくは説明を聴き、または審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（委員の服務）

第9条 審査会の委員は、審査に関する秘密を漏らしてはならない、その職

を退いた後も、また、同様とする。

(報告)

第10条 委員長は、審査会において決定した事項及び会議のてん末について、文書により速やかに会長に答申しなければならない。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、会長の委任を受け、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月26日に改正し、施行する。